

令和8年4月1日施行

追加
開催

エックス線装置 及びガンマ線照射装置 取扱業務に係る特別教育

7月23日(木) 開催決定

※改正省令の内容は [こちら](#) ▶



令和8年4月1日から特別教育の実施対象業務の拡大

労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の改正により、エックス線装置またはガンマ線照射装置に関する特別教育は、従来は「透過写真撮影業務」に限定されていましたが、令和8年4月1日から「これらの装置を取り扱う業務全体を対象を拡大」しました。

ただし、装置の内部にのみ管理区域が存在し、かつ、エックス線またはガンマ線の照射中に労働者の身体の一部または一部がその内部に入ることのないように遮へいされた構造を備えた装置（いわゆるボックス型の装置）を使用する業務は対象に含まれません。

この特別教育は、電離則第52条の5、及び特別教育規程に基づき、以下のとおり実施いたします。

講習修了者には「エックス線装置及びガンマ線照射装置取扱業務に係る特別教育修了証」を交付します。

科目	範囲	時間
エックス線装置又はガンマ線照射装置を取り扱う業務に係る作業の方法に関する知識	作業の手順、電離放射線の測定、被ばく防止の方法、事故時の措置	1.5H
エックス線装置又はガンマ線照射装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	エックス線装置を取り扱う業務を行う者にとっては、次に掲げるもの エックス線装置の原理、エックス線装置のエックス線管、高電圧発生器 及び制御器の構造及び機能、エックス線装置の操作及び点検	1.5H
	ガンマ線照射装置を取り扱う業務を行う者にとっては、次に掲げるもの ガンマ線照射装置の種類及び型式、線源容器の構造及び機能、放射線源送 出し装置又は放射線源の位置を調整する遠隔操作装置の構造及び機能、 放射線源の構造及び放射性物質の性質、ガンマ線照射装置の操作及び点検	1.5H
電離放射線の生体に与える影響	電離放射線の種類及び性質、電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	0.5H
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項	1.0H



専門講師が、まず「今回なぜ法改正が行われたのか」という背景から丁寧に解説します。そのうえで、正しい知識と適切な取り扱い方法をしっかり学んでいただける講習内容となっています。この機会にぜひ受講をご検討ください。

1, 日程 2026年7月23日(木) 10:00~17:05 * 申込受付中!!

2, 会場 横浜市開港記念会館 2階6号室 (横浜市中区本町1丁目6番地)
・ACCESS

①JR京浜東北線・根岸線「関内駅」南口から徒歩10分

②市営地下鉄線「関内駅」1番出口から徒歩10分

③みなとみらい線「日本大通り駅」1番出口から徒歩1分

3, 受講料 会員: 9,630円 一般: 11,780円 ※税込み

講習会場は弊会ではなく、記載の外部会場となります。お間違えのないようご注意ください。

お申込み
お問い合わせ

当協会のホームページからお申込みできます。(受講料割引あり)
メールやFAXでも受付です。

(公社) 神奈川労働安全衛生協会

TEL. 045-662-5965 <https://roaneikyo.or.jp>

